

18 監査公表第 12 号

平成 18 年 3 月 2 日付で提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 15 日

| | |
|---------|------|
| 福岡市監査委員 | 浜田一雄 |
| 同 | 鬼塚敏満 |
| 同 | 竹本忠弘 |
| 同 | 福田健 |

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 脇 義重 氏

(2) 請求日

平成 18 年 3 月 2 日

(3) 住民監査請求の要旨

1) 請求の要旨

福岡市長は 2016 年開催の夏季オリンピックを福岡市で開催すべく、2005 年度中に同年度市民局予算を削ってその招致費用に充て、すでに一部を支出した。

(1) 予算算流用の違法性・不当性

イ) 違法性

市民局予算のオリンピック招致費への充当は、予算執行においてその流用を禁止している地方自治法 220 条第 2 項に違反する。

ロ) 不当性

オリンピック招致は福岡市長が独断で決めたことであり、市民は予めその招致について十分な情報さえ与えず、開催招致の是非を問われていない。札幌市長が実施したようにオリンピック開催にかかる招致費用・競技施設建設費用・大会費用・施設維持管理費・後年度負担の情報を明示し、市民に福岡オリンピック開催・招致の是非を問うべきであった。また、新規事業としてオリンピック招致関連の補正予算を組み議会に是非を諮るべきだった。しかし、福岡市長はこれらの一連の手続きを成していない。

オリンピック招致には福岡地震対策のように、予算を流用して緊急に対処すべき事業ではない。今回の市民局予算をオリンピック招致費に流用したの

は当年度予算を定めた福岡市議会，ひいては福岡市民への背信行為であり，不当である。

(2) 福岡市に与えた損害

市長は，福岡市議会の承認を経て成立した2005年度予算のうち本来の目的で支出されるべき4,900万円も予算を独断で削減し，招致費に流用した。市長の独断による予算流用のために本来の予算執行で潤うべき市民活動が阻害された。

(3) 求める措置

福岡市長は，予算を流用しオリンピック招致費用に費やした乃至は費やす予定の4,900万円を福岡市に返還する。

地方自治法第242条第1項の規定により，別紙事実証明書を添え，必要な措置を請求します。

(「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載)

(4) 事実証明書

事実証明書として2006年(平成18年)2月7日付，朝日新聞記事が添えられていた。

2 補正

平成18年3月14日付福監査第327号で，平成18年3月2日に住民監査請求を行った脇 義重氏(以下「請求人」といいます。)に対し，福岡市職員措置請求書の補正についての通知を行いました。平成18年3月23日に請求人より以下の補正がなされました。

1. 請求者について

博多湾会議は任意団体，権利能力なき社団ですが，今回は博多湾会議が団体として請求する旨の組織決定を受け，事務局長脇 義重が個人の資格で福岡市職員措置請求を行っています。

博多湾会議の団体性を証明する書面として次の文書を添付し補正します。

博多湾会議結成宣言

博多湾会議規約

2. 財務会計上の行為の特定について

財務会計上の行為の特定については，3月20日現在で判明している流入先と流入元別流用予算執行を示す下記証明書面記載どおり補正します。

オリンピック関係経費流用内訳

平成17年度予算執行状況について 3月20日現在(円)

オリンピック招致に係る流用内訳(流入元)

3. 予算流用の違法性について

別紙「2005年度福岡市予算中，オリンピック関係経費への流用が違法であ

ることの弁論」の記述どおり補正します。

4．市の損害について

別紙「4．市の損害について」の記述どおり補正します。

別紙

2005年度福岡市予算中、オリンピック関係経費への流用が違法であることの弁論。

1．事実関係

2005年度福岡市予算約4,900万円がオリンピック関係経費に流用されたことは請求者が福岡市情報公開条例に基づいて求めた資料など明らかである。

2．適用法令

地方自治法220条2項

3．違法性について

地方自治法は220条2項で「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。」と規定し、原則として歳出予算の流用禁止という立法の趣旨を述べている。また、後段で「ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。」としているのは、やむをえない予算執行上の必要に応じて例外的に流用を認めるとしているに過ぎないと解釈すべきである。すなわち、各款の間又は各項の間において相互に歳出予算を流用することができないものは、節・目においても流用できないことを原則としたうえで、例外的に予算執行上の必要に応じて流用を認めているに過ぎないと解釈すべきである。

しかるに、市長はオリンピック誘致だけなら一銭もかからないと公言しており本来オリンピック招致への支出を予定さえしておらず、また、今日に至るまでオリンピック招致への予算流用について予算執行上の必要性を立証していない。したがって、今回の当初予算のオリンピック招致経費への流用は理由がなく「予算の執行上必要がある場合に」該当しない。

よって、市長による歳出予算からのオリンピック招致経費への金額流用は違法である。

4．市の損害について

請求者は福岡市情報公開条例で当該流用にかかる概括資料を入手した。その資料から、流用元とその額はスポーツ振興推進費6,174千円、コミュニティ振興費34,655千円、区政推進費8,533千円であることが分かっている。財務会計上の特定証明書面として添付した資料で、流用元・流用先双方の金額は明らかである。さらに、関係資料から判断すると当初の計画から減額された支出先として次の事項を挙げうる。

スポーツ振興推進費

スポーツ振興推進費（スポーツ振興事業団補助金，アビスパ福岡支援等）
スポーツ施設費（市民体育館等スポーツ施設の管理運営費等）
国際スポーツ交流経費（国際スポーツ大会の開催等）

コミュニティ振興費

コミュニティ自律経営推進経費

コミュニティ活動支援（活力あるまちづくり支援事業，やる気応援事業）

コミュニティ活動環境づくり（市民活動保険制度等）

コミュニティ活動の場づくり（地域集会施設建設助成金等）

コミュニティ業務（広報物配布等業務）

公民館等経費

公民館館長等経費

公民館管理運営費（公民館の管理運営費，公民館補助要員経費等）

事業推進費（公民館の主催事業費等）

官舎維持改良費（公民館の施設改良費等）

公民館建設費（公民館の改築費等）

空港周辺共同利用会館費（空港周辺共同利用会館の管理運営経費等）

NPO・ボランティア活動支援

（NPO活動支援基金を活用した助成，NPO・ボランティア交流センターの管理運営経費等）

市民センター経費

（市民センターの管理運営経費，講座・講演会等の開催経費，施設補修経費等）

区政推進費

区政管理費

区役所庁舎等経費（区役所庁舎，出張初の維持管理経費等）

地域交流センター等経費（地域交流センターの管理運営・整備検討経費等）

区政管理経費（区役所の一般事務経費等）

区の魅力づくり事業

（区の魅力づくり事業，区振興事業等）

市への損害額

上記3費目への歳出は市議会の議決を経た予算によるものであるところ，市長はこの議会議決の重みを顧みず，上記の歳出額を違法・不当に減額しオリンピック招致費用に流用した。しかも，市長はオリンピック誘致だけなら一銭もかからないと公言しており，本来支出を予定していなかったことにもかわらず，支出した。

この予算流用により当初予算執行で充足される市活動を阻害し，市と市民に重大な損害を与えた。

(「福岡市職員措置請求書の補正」及びその別紙の原文のまま記載)

3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成18年3月29日に請求人から陳述を受けるとともに、同日に以下の新たな証拠の提出を受けました。

- (1) オリンピック招致に関する新聞記事の写し
- (2) 市民団体等が作成したオリンピック関係のちらし等
- (3) 札幌市広報誌(広報さっぽろ)2005年12月号

第2 要件審査

1 請求の対象となっている事項(財務会計上の行為の特定)について

住民監査請求においては、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」といいます。)を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するとされています。(平成元年(行ツ)第68号・平成2年6月5日最高裁判所判決、平成12年(行ヒ)第292号・平成16年11月25日最高裁判所判決参照)また、住民監査請求は、「普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について」行われるものであり(地方自治法第242条第1項)、さらに、財務会計上の行為に関する請求は、原則として当該行為があった日又は終わった日から1年以内に行われなければならない(同法同条第2項)ことから、当該行為等が、いつ、誰によって行われ、又は行われるべきものであるかが特定できないと、監査委員はそれが適法な監査請求であるのかどうか、また、何を対象に監査をすべきかを判断することができません。

請求人から提出された福岡市職員措置請求書(以下「請求書」といいます。)、福岡市職員措置請求書の補正(別紙を含みます。以下「補正書」といいます。)及びそれらに添付された証明書等の書類(以下まとめて「請求書等」といいます。)では、請求の対象となっている財務会計上の行為が個別具体的には特定されていませんが、補正書に添付されている「オリンピック関係経費流用内訳」及び「平成17年度予算執行状況について 3月20日現在(円)」という資料から、平成17年度予算の款・総務費、項・総務管理費、目・スポーツ振興推進費において49,362,000円の流用がなされたことに関して、当該流用に基づいて執行され、又は執行が見込まれるすべての支出を福岡市長が行った違法・不当な公金の支出(相当な確実さをもって支出が予測されるものを含む。)として監査の対象とするよう請求しているものと判断できることから、それらの行為を対象として監査を実施することにしました。

なお、市の一般会計における公金の支出は、地方自治法上市長の権限とされる「支出負担行為(地方自治法第232条の3)」及び「支出命令(地方自治法第232条の4第1項)」並びに収入役の権限とされる「支出(狭義の支出)(地方自治法第232条の4第2項)」の3つの段階に分類でき、このうち地方自治法第232条の3の規定において予算の定めるところに従いしなければならないことが明記され、市

長の行為（実際には市長の補助執行をする職員に委任され，当該職員が行うことがあります。）に当たる「支出負担行為」を監査の対象とすることにしました。

2 その他の要件について

請求人は福岡市の住民であるなど，その他の住民監査請求に関して必要とされる要件については満たしていることを確認しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成18年3月2日提出の住民監査請求における，次の事項を監査対象とします。

- (1) 平成17年度における市のオリンピック招致費に関する支出（相当な確実さをもって支出が予測されるものを含む。）に関し，違法又は不当な点があるか。
- (2) 平成17年度における市のオリンピック招致費に関する支出（相当な確実さをもって支出が予測されるものを含む。）に関し，決裁権限を有する職員の違法又は不当な行為によって，市の損害が発生しているか。
- (3) 以上の結果を踏まえ，求められた必要な措置を行う必要があるか。

2 事情聴取

(1) 関係職員の陳述

平成18年3月29日に，市民局理事ほか関係職員から陳述を聴取しました。

(2) 関係職員聴取

市民局の関係職員から事情を聴取しました。

第4 監査の結果

1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については，次のとおりです。

(1) 平成17年度における市のオリンピック招致関係予算の流用について

請求人は福岡市長が行った市のオリンピック招致関係予算の流用が違法又は不当であるので，流用した経費の支出について監査を行うように求めています。福岡市長の決裁権限で行われた予算の流用は見当たらず，市民局長の決裁権限で予算の流用が行われていました。予算流用の内容については，以下のとおりです。

ア. オリンピック招致関係予算の流用（増額分）

予算科目（款）総務費 （項）総務管理費

単位：千円

| 区分 | 目 | 節 | 説明 | 9月13日 | | | 1月4日 流用 | 計 1 + |
|-------------|---------------|--------------|---------|--------|-------|--------|------------|-------------|
| | | | | 流用 | 事業充当 | 計 | | |
| 流 用 先 | スポーツ振 興推進費 | 共済費 | | 16 | - | 16 | - | 16 |
| | | 賃金 | | 788 | - | 788 | - | 788 |
| | | 報償費 | | 2,000 | - | 2,000 | - | 2,000 |
| | | 旅費 | 普通 | 3,608 | - | 3,608 | 6,000 | 9,608 |
| | | 需用費 | 印刷消耗品費 | 506 | 494 | 1,000 | 2,500 | 3,500 |
| | | | 食糧費 | 200 | - | 200 | - | 200 |
| | | 役務費 | | 50 | - | 50 | 100 | 150 |
| | | 委託料 | | 9,000 | - | 9,000 | 21,000 | 30,000 |
| | | 使用料及び 賃借料 | 自動車借上料 | - | 100 | 100 | 300 | 400 |
| | | | 借損料 | - | 300 | 300 | 2,000 | 2,300 |
| | | 備品購入費 | 機械器具等 | - | 300 | 300 | 100 | 400 |
| 合 計 | | | | 16,168 | 1,194 | 17,362 | 32,000 | 49,362 |
| 流 用 元 | スポーツ振 興推進費 | 需用費 | 印刷消耗品費 | - | 494 | 494 | - | 494 |
| | | 使用料及び 賃借料 | 土地家屋借上料 | 3,632 | - | 3,632 | - | 3,632 |
| | | | 自動車借上料 | 400 | 100 | 500 | - | 500 |
| | | | 借損料 | 700 | 300 | 1,000 | - | 1,000 |
| | | 備品購入費 | 機械器具等 | 248 | 300 | 548 | - | 548 |
| 小 計 | | | | 4,980 | 1,194 | 6,174 | - | 6,174 |
| 流 用 元 | コミュニテ ィ振興費 | 報償費 | | - | - | - | 5,921 | 5,921 |
| | | 旅費 | 普通 | - | - | - | 738 | 738 |
| | | 需用費 | 印刷消耗品費 | - | - | - | 10,198 | 10,198 |
| | | | 食糧費 | - | - | - | 559 | 559 |
| | | | 修繕料 | - | - | - | 485 | 485 |
| | | 役務費 | | - | - | - | 566 | 566 |
| | | 工事請負費 | | 11,188 | - | 11,188 | 5,000 | 16,188 |
| 小 計 | | | | 11,188 | - | 11,188 | 23,467 | 34,655 |
| 流 用 元 | 区政推進費 | 賃金 | | - | - | - | 1,573 | 1,573 |
| | | 旅費 | 普通 | - | - | - | 342 | 342 |
| | | 需用費 | 印刷消耗品費 | - | - | - | 2,752 | 2,752 |
| | | | 修繕料 | - | - | - | 913 | 913 |
| | | 委託料 | | - | - | - | 2,953 | 2,953 |
| | | 小 計 | | | | - | - | - |
| 合 計 | | | | 16,168 | 1,194 | 17,362 | 32,000 | 49,362 |

イ．スポーツ振興推進費（目）内の節又は説明間の流用

| | | 10 5 | 11 2 | 11 17 | 12 21 | 1 13 | 3 10 | 3 10 |
|--|--|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| | | - | - | - | - | - | - | - |
| | | - | - | - | - | - | 28 | 12 |
| | | - | - | - | - | 1,500 | - | - |
| | | - | 3,000 | - | 3,000 | 1,500 | - | - |
| | | - | - | 500 | - | 1,516 | - | - |
| | | - | - | - | - | - | - | - |
| | | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 30 | 3,500 | 1,000 | 3,000 | 4,516 | - | - |
| | | - | - | - | - | - | - | - |
| | | - | 500 | - | - | - | - | - |
| | | - | - | 500 | - | - | - | - |
| | | 30 | - | - | - | - | 28 | 12 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | ⑧ | | | | | |
|--|--|------|-------|------|------|-------|--------|
| | | 3 20 | 3 20 | 3 27 | 3 30 | () | |
| | | - | 16 | - | - | 16 | 0 |
| | | 81 | 829 | - | - | 788 | 0 |
| | | - | - | - | - | 1,500 | 500 |
| | | 540 | 160 | 310 | - | 4,110 | 13,718 |
| | | - | 1,442 | 110 | - | 316 | 3,816 |
| | | - | - | 50 | - | 50 | 150 |
| | | - | - | 50 | - | 50 | 100 |
| | | 395 | 395 | - | - | 3,014 | 26,986 |
| | | - | 58 | - | 43 | 101 | 501 |
| | | 64 | 100 | - | 147 | 317 | 2,617 |
| | | - | - | 100 | 104 | 504 | 904 |
| | | - | - | - | - | 70 | 70 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49,362 |

- 注 1 「説明」とは、歳出について地方自治法施行規則別記（第15条関係）により定めることとされている「節」の中に設ける区分です。
- 2 充当替とは、同じスポーツ振興推進費（目）内の他の事業の予算と「オリンピック招致」が含まれる事業の予算との間で融通を行うことを意味します。
- 3 予算現額欄の 1 は、前表のア．オリンピック招致関係予算の流用（増額分）の 1 を指すものです。

(2) 平成17年度における市のオリンピック招致費に関する支出について

平成17年度における市のオリンピック招致費に関する支出負担行為の件数及び金額並びに支出額は、以下のとおりです。

平成18年3月31日現在（単位：件，円）

| 支 出 科 目 | | 支 出 負 担 行 為 | | 支 出 額 |
|------------|---------|-------------|------------|------------|
| 節 | 説 明 | 件 数 | 金 額 | |
| 報償費 | | 5 | 453,000 | 403,000 |
| 旅費 | 普通 | 280 | 13,707,629 | 12,153,749 |
| 需用費 | 印刷消耗品費 | 174 | 3,801,702 | 1,759,463 |
| | 食糧費 | 12 | 85,850 | 73,900 |
| 役務費 | | 7 | 90,800 | 59,300 |
| 委託料 | | 12 | 26,978,684 | 7,748,407 |
| 使用料及び賃借料 | 自動車借上料 | 104 | 500,140 | 310,850 |
| | 借損料 | 23 | 2,007,446 | 695,971 |
| 備品購入費 | 機械器具等 | 13 | 824,099 | 680,925 |
| 負担金補助及び交付金 | 諸会議費負担金 | 4 | 69,300 | 69,300 |
| 合 計 | | 634 | 48,518,650 | 23,954,865 |

なお、それぞれの支出負担行為は、福岡市事務決裁規程（昭和51年福岡市達甲第7号）の規定に基づき、部長又は課長の決裁で行われており、市長の決裁で行われたものは見当たりませんでした。

2 事情聴取の結果

平成17年度における市のオリンピック招致関係予算の流用及び市のオリンピック招致費に関する支出に関して、関係職員の陳述及び関係職員聴取を行った結果は、以下のとおりです。

(1) 市民局の説明

今回の流用は、オリンピック招致に必要な経費について、同一項内の目間又は節間のものであり、目節が予算執行のために設けられた執行科目であり、流用について特に制限されていないことから適法である。

なお、今回の流用財源は、市民局内の各種事業において平成17年度前期に契約が終了したこと等により当初予算額と契約額との間に差（落差金）が生じたものや、印刷消耗品代などの内部事務費の不用見込み（節約）を集約して充当したもので、特定の事業を抑制して行ったものではない。

3 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認し、及び関係職員等の事情聴取を行った結果に基づき、本件請求について次のように判断します。

(1) 平成17年度における市のオリンピック招致費に関する支出が違法又は不当であるかという点について

ア 違法性について

請求人は、補正書において、『各款の間又は各項の間において相互に歳出予算を流用できないものは、節・目においても流用できないことを原則としたうえで、例外的に予算執行上の必要に応じて流用を認めているに過ぎないと解釈すべきである。』とし、さらに『今回の当初予算のオリンピック招致経費への流用は理由がなく、「予算の執行上必要がある場合に」該当しない。よって、市長による歳出予算からのオリンピック招致経費への金額流用は違法である。』と主張しています。ところで、地方自治法は、その第220条第1項で「普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続きを定め、これに従って予算を執行しなければならない。」と定めており、これを受けた地方自治法施行令第150条第1項は、「普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続きとして定めなければならない。」とし、その第3号に「歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。」と定めています。地方自治法第220条第2項は、このように地方自治法及び地方自治法施行令が地方公共団体の予算を款・項・目・節という4つの段階に区分していることを前提にして、各款の間又は各項の間についての流用を原則として禁止しているのであり、地方自治法にも地方自治法施行令にも各目の間又は各節の間における流用を禁止する規定は設けられていません。このことから、地方自治法及び地方自治法施行令は、各目の間又は各節の間についての流用までをも禁止しているものではないと解釈されています。福岡市はこのような解釈の下に福岡市予算及び決算規則（昭和37年福岡市規則第63号）第18条において「局長は、予算の定めるところにより流用することができる各項の経費の金額又は歳出予算の同一項内において目及び節の金額に流用を必要とするときは、予算流用伺書により財政局長の定めるところに従って合議し、直ちに収入役に通知しなければならない。」という規定を設け、一定の手続きの下に、同一項内における目及び節の金額の流用を認めています。

今回行われたオリンピック招致費への予算の流用は、各款の間又は各項の間でなされたものではなく、各目の間又は各節の間でなされたものであって、福岡市予算及び決算規則第18条の規定に基づいた事務手続きがなされており、違法であるとは認められませんでした。

したがって、これらの流用手続きが行われた予算を基に行われたオリンピック招致費に関する計634件の支出についても、予算の流用を原因として違法であるとは認められず、かつ、関係規則等に従った事務処理がなされていました。

イ 不当性について

請求人は、請求書において、『オリンピック招致は福岡市長が独断で決めたことであり、市民には予めその招致について十分な情報さえ与えられず、開催招致の是非を問われていない。』、『市民に福岡オリンピック開催・招致の是非を問うべきであった。』と主張し、さらに『新規事業としてオリンピック招致関連の補正予算を組み議会に諮るべきだった。しかし、福岡市長はこれらの一連の手續

きを成していない。オリンピック招致には福岡地震対策のように、予算を流用して緊急に対処すべき事業ではない。今回の市民局予算をオリンピック招致費に流用したのは当年度予算を定めた福岡市議会、ひいては福岡市民への背信行為であり、不当である』との主張をしています。地方自治法をはじめとした法令は、地方公共団体の施策のうち特定の案件について地方公共団体の議会に諮ることを義務づけていますが、アンケートなどで市民に意見を問うこととはしていません。また、請求人は陳述に際して、札幌市長が市民アンケートを行った結果に基づいてオリンピック招致を見送ったことについての新聞記事の写しを提出するなど、それとの比較により福岡市長が市民の意見を問わないことを不当としていますが、我が国においては、地方公共団体又はその長が施策の決定に関して、アンケートその他の手法により住民にその意見を問うことが一般的に行われているとまではいえませんし、福岡市においても施策の決定に関して、市民にその意見を問うことが一般的に行われている状況にはありません。法令上の義務づけがなく、かつ、一般的に行われていない状況にあっては、オリンピック開催・招致の是非について市民に意見を問わなかったことをもって直ちに不当と言える状況にはないと思われまます。なお、福岡市議会では、平成17年9月定例会において「第31回オリンピック競技大会の招致に関する決議」がなされています。

また、年度の中で歳出予算に不足が生じる場合は、状況等を判断のうえ、予算の補正、予備費の補充、予算の流用等、必要な方法により予算措置をしなければ適法な支出ができません。このため、例えば、款・総務費、項・総務管理費において予算が不足する場合には、原則的に予算の補正について議会の議決を経る必要がありますが、目節間の流用などは市長の裁量に委ねられており、今回行われた予算の流用が不当であるとは認められませんでした。

したがって、流用手続きが行われた予算を基に行われたオリンピック招致費に関する計634件の支出についても、予算の流用を原因として不当であるとは認められませんでした。

以上のことから、オリンピック招致費に関する予算の流用に関して違法又は不当ということはできず、当該流用後の予算に基づいてなされた支出についても違法又は不当であるということは認められませんでした。

(2) 平成17年度における市のオリンピック招致費に関する支出に関し、市の損害が発生しているかという点について

(1)で述べたとおり、オリンピック招致関係予算の流用及びオリンピック招致費に関する支出が違法又は不当であるとは認められませんでしたので、それらの支出により市の損害が発生しているということも認められません。

(3) 上記(1)、(2)の結果を踏まえ、求められた必要な措置を行う必要があるかという点について

(1)、(2)で述べたとおり、オリンピック招致費に関する支出が違法又は不当であ

るとは認められず，福岡市の損害が発生しているとは認められませんでしたので，請求人が求めている福岡市長にオリンピック招致費用に費やした4,900万円を福岡市に返還するよう求める措置は，行う必要がないと判断します。なお，請求人は，請求書においてオリンピック招致費用に費やす予定の費用を含めて市長に返還させるよう求めています，支出されていない費用まで損害額に含めて返還を求めることは不適切ですので，このような措置を求めることはそもそも失当であると判断します。

4 結論

請求人の主張には理由がないと判断します。

第5 監査委員の意見

今回の予算の流用については，市長がオリンピック招致を進めるためにやむを得なかったものと思われるが，今後とも，議会や市民に理解が得られるよう十分な説明を行うなど努力されたい。